

憲法・子どもの権利条約にもとづく、教育諸条件の整備と教育施策の実現を求める特別決議

安倍政権は、政治主導による教育「改革」をすすめている。与党が合意した地教行法改正案はその典型である。執行機関としての教育委員会制度は残すものの、「総合教育会議」の設置、新「教育長」の配置など教育への政治介入を強く危惧する。教育委員会制度は、戦前の反省に立って、教育が「不当な支配に服すことなく」その自主性を保障し中立性を確保するために創設されたものである。教育は、政治的党派性のある首長から独立して、一個人の価値判断による決定ではない多様な意見や立場を集約した合議制による方針決定が必要である。

大学のガバナンス機能を見直すとして、学長権限を強化するための学校教育法改正案も準備されている。現行法で「重要な事項を審議する」としている教授会の権能を薄めるものである。教育・研究の自治、自由が侵されかねない。

教科書無償措置法の「改正」が閣議決定された。採択地区内の教科書を一本化するため共同採択においては、「市町村教委が協議会の協議結果に基づき採択する」としているが、協議会のあり方等は今後政令によって定めるとしており不透明である。学習指導要領の解説改訂や検定基準の厳格化の動きもあり、教育への政治介入につながりかねない。教職員・保護者・地域住民の声が反映されるよう、学校単位での採択制度の確立と採択過程の情報公開が必要である。

06 教育基本法の目的に沿った「教育再生」を加速させるためとして、自民党は議員立法で「教育再生推進法(仮称)」を成立させるとしている。法案は、学制改革、学校統廃合、教育内容の適正化、教育課程の充実、教師力の向上、適正な人事管理、教職員配置の適正化、学校・教職員の責務、保護者・地域等の役割など主要課題の改革の方向性を示すとしている。そもそも立法の必要性はない。学校現場の主体性・創造性が奪われることのないよう、法案への対策に全力をあげる。

点数至上主義の「学力」向上施策が、学校現場をますます追いつめ、子どもたちの学びの逃避につながっている。日教組は、憲法・子どもの権利条約にもとづく、子どもの学ぶ意欲・主体的なとりくみを引き出すゆたかな学びの保障と選別のない共生の学校づくりめざし、必要な教育諸条件の整備と教育施策の実現を強く求めていく。

以上、決議する。

2014年3月18日
日本教職員組合 第102回臨時大会